

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

目 次

1. 事業者に対する激変緩和措置	
① 事業運営円滑化事業	2
② 通所サービス利用促進事業	10
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	
(1) 新法に移行するまでの経過的な支援	
③ 小規模作業所緊急支援事業	12
④ デイサービス事業等緊急移行支援事業	14
(2) 新法への移行のための支援	
⑤ 障害者自立支援基盤整備事業	16
⑥ 移行等支援事業	18
⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業	19
(3) 制度改正に伴う緊急的な支援	
⑧ 相談支援体制整備特別支援事業	25
⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	27
⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	28
⑪ 就労意欲促進事業	29
⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業	30

1 事業者に対する激変緩和措置

① 事業運営円滑化事業

1 事業の目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所については、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する「激変緩和加算」を位置付けているところであるが、さらに月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬単価の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（都道府県等）

(2) 事業の内容

① 旧体系における激変緩和措置

次に掲げる施設について、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額について助成する。

- ・ 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は障害児施設（各入所施設の通所部を含む。）

② 新体系移行時における激変緩和措置

次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合に、新体系へ移行後の平均単価が、新体系へ移行した月の前月の旧体系における平均単価の90%を下回る場合に、その差額を助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は障害児施設（各入所施設の通所部を含む。）

イ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は障害者支援施設

(3) 補助単価

① (2)の①の場合

月払いの報酬額の90%を保障とした場合の加算額－激変緩和加算（月払いの80%）による加算額

② (2)の②の場合

{ (旧体系における平均単価×90%) - (新体系における平均単価) } × 延べ利用者数

※ 詳細な算定方法については、別紙のとおりとする。

3 補助割合 1 / 2

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

①（別紙1）旧体系の激変緩和措置の助成額の算定方法

(1) 激変緩和加算の対象となる事業所の場合

① 通所による授産施設支援

◎ 激変緩和加算 (給付費による80%保障)	・・・ 加算算定基準単位数 (B) - 実利用延べ日数に係る単位数 (A)
◎ 助成額 (90%保障)	・・・ 助成算定基準単位数 (C) - 加算算定基準単位数 (B)

○ 実利用延べ日数に係る単位数(A)・・・

$$\left\{ \begin{array}{l} 1月間の身体障害者の利用日数の合計数 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 1月間の知的障害者の利用日数の合計数 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 1月間の精神障害者の利用日数の合計数 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right.$$

○ 加算算定基準単位数(B)・・・

$$\left\{ \begin{array}{l} 平成18年3月の身体障害者の利用者数 \times 22日 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の知的障害者の利用者数 \times 22日 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の精神障害者の利用者数 \times 22日 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right\} \times 80\%$$

○ 助成算定基準単位数(C)・・・

$$\left\{ \begin{array}{l} 平成18年3月の身体障害者の利用者数 \times 22日 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の知的障害者の利用者数 \times 22日 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の精神障害者の利用者数 \times 22日 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right\} \times 90\%$$

※ 知的障害者通所授産施設（30人規模、身体障害者5名・知的障害者25名）の場合の例

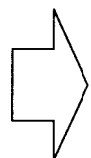
① 当該月利用分

	利用日数の合計数	所定単位数	当該月の利用日数に係る単位数
身体障害者	80 (人/日)	543単位	43,440単位
知的障害者	440 (人/日)	601単位	264,440単位
実利用延べ日数に係る単位数 (A)			307,880単位

② 平成18年3月利用分

	利用者数		所定単位数	平成18年3月の利用者数に係る単位数
身体障害者	5 (人)	×22日	543単位	59,730単位
知的障害者	25 (人)	×22日	601単位	330,550単位
			合計(※)	390,280単位
			加算算定基準単位数 (B) (※×80%)	312,224単位
			助成算定基準単位数 (C) (※×90%)	351,252単位

③ 加算額及び助成額



- ◇ 激変緩和加算・・・312,224 (B) - 307,880 (A) = 4,344単位
- ◇ 助成額・・・・・・・・351,252 (C) - 312,224 (B) = 39,028単位

② 通所による授産施設支援以外の指定旧法施設支援

- ◎ 激変緩和加算 …… (加算算定基準数 (B) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分Aの所定単位数
 (給付費による80%保障)
- ◎ 助成額 …… (助成算定基準数 (C) - 加算算定基準数 (B)) × 区分Aの所定単位数
 (90%保障)

○ 実利用延べ日数(A) …… 1月間の入所者の利用日数の合計数(人日)

○ 加算算定基準数(B) …… 平成18年3月の実利用者数(人) × $\left. \begin{array}{l} 30.4\text{日 (入所の場合)} \\ 22\text{日 (通所の場合)} \end{array} \right\} \times 80\%$

○ 助成算定基準数(C) …… 平成18年3月の実利用者数(人) × $\left. \begin{array}{l} 30.4\text{日 (入所の場合)} \\ 22\text{日 (通所の場合)} \end{array} \right\} \times 90\%$

※ 知的障害者通所更生施設(30人規模)の場合の例

実利用延べ日数 (A)	500 (人/日)	
平成18年3月の実利用者数	29 (人)	
加算算定基準数 (B)	$29 \times 22\text{日} \times 80\%$	510 (人/日)
助成算定基準数 (C)	$29 \times 22\text{日} \times 90\%$	574 (人/日)



◇ 激変緩和加算 …… (510 (B) - 500 (A)) × 700単位 = 7,000単位

◇ 助成額 …… (574 (C) - 510 (B)) × 700単位 = 44,800単位

(2) 激変緩和加算の対象とならない事業所の場合

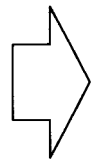
◎ 助成額 …… (助成算定基準数 (B) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分Aの所定単位数

○ 実利用延べ日数(A)…1月間の入所者の利用日数の合計数(人日)

○ 助成算定基準数(B)…平成18年3月の実利用者数(人) × $\left\{ \begin{array}{l} 30.4\text{日 (入所の場合)} \\ 22\text{日 (通所の場合)} \end{array} \right\} \times 90\%$

※ 知的障害者通所更生施設(30人規模)の場合の例

実利用延べ日数 (A)	560 (人/日)
平成18年3月の実利用者数	29 (人)
助成算定基準数 (B)	29 × 22日 × 90% = 574 (人/日)



◇ 助成額 …… (574 (B) - 560 (A)) × 700単位 = 9,800単位

① (別紙2) 新体系移行時の激変緩和措置の助成額の算定方法

(1) 新体系へ移行した月の前月1月間(旧体系)の平均単価の90%を算定。

※ 身体障害者通所授産施設(30人規模、丙地、1月間の各週の利用日数が変わらない場合)の例

	区分	単価	月	火	水	木	金	総費用
Aさん	A	543単位	○	○	○	○	○	27,150円
Bさん	A	543単位	○	○		○	○	21,720円
Cさん	B	519単位	○		○		○	15,570円
合計			12人(延べ利用者数)					64,440円
平均単価(合計単位数÷延べ利用者数)								5,370円
平均単価の90%								4,830円

(注1) 平均単価の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(注2) 平均単価の90%の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を切り捨てるものとする。

(注3) 丙地以外の地域については、総費用に地域区分の割合を乗じること。

(2) 新体系へ移行した際の1月間の平均単価を算定。

	新体系のサービス	単価	月	火	水	木	金	総費用
Aさん	生活介護	547単位	○				○	10,940円
Bさん	就労継続支援B型	460単位	○	○		○	○	18,400円
Cさん	就労継続支援B型	460単位	○	○		○	○	18,400円
合計			10人(延べ利用者数)					47,740円
平均単価(合計単位数÷延べ利用者数)								4,770円

(注1) 平均単価の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(注2) 丙地以外の地域については、事業ごとの総費用に地域区分の割合を乗じること。

(3) (1)により算出した額が(2)により算出した額を上回る場合について、(1)と(2)の差額に、当該月の延べ利用者数を乗じて得た金額を助成する。

- ① 4,830円（(1)の旧体系における平均単価の90%）－4,770円（(2)の新体系における平均単価）＝ 60円
- ② 60円×10人（延べ利用者数）×4週（1月4週の場合）＝ 2,400円 → 1月間の助成額

② 通所サービス利用促進事業

1 事業の目的

今般の制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動サービス事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

次のいずれかに該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合（外部の事業者へ送迎を委託する場合も含む。）であって、申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回（1回の送迎の利用者が一定程度以上である場合に限る。）以上であるものにつき、当該送迎に要する費用を助成する。

① 通所による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者支援施設が行う場合も含む。）

② 旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は各入所施設の通所部

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 1／2

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする（ただし、生活介護を除き、燃料費に係る実費相当額については、徴収可）。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置

(1) 新法に移行するまでの経過的な支援

③ 小規模作業所緊急支援事業

1 事業の目的

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなど新たなサービスへの移行が直ちにできない小規模作業所が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階にあり、直ちに新たなサービスへの移行が困難である小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に補助対象とする。

① 利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所

② 地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 110万円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

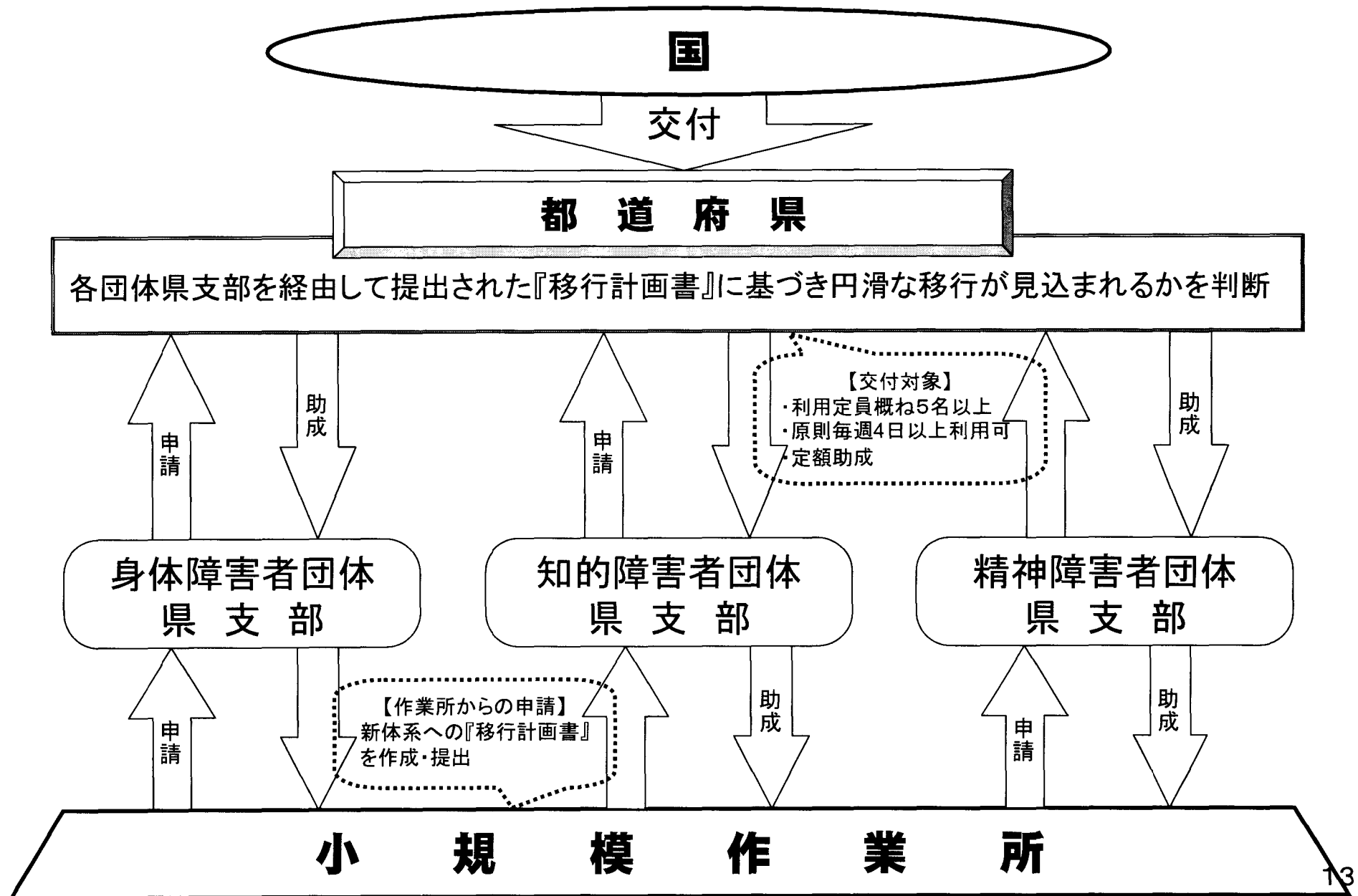
(1) 従来、民間団体を通じて国庫補助を行っていた小規模作業所に対する経過的な措置であることから、小規模作業所に精通した障害者団体を通じて協議・申請をさせる等の方法により実施すること。

(2) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(3) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



④ デイサービス事業等緊急移行支援事業

1 事業の目的

新たなサービスへの移行が直ちにできないデイサービス事業及び精神障害者地域生活支援センター等が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として運営費を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階であり、直ちに新たなサービスへの移行が困難であるデイサービス事業所等が地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した場合に必要な運営費及び体制整備（補助員雇上費、備品等更新費、改修費等）に係る経費を助成する。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

(1) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(2) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

旧事業体系	地域生活支援事業	緊急移行支援事業	想定される事業
身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業	経過的デイサービス事業	デイサービス緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、 自立訓練
精神障害者地域生活支援センター	経過的精神障害者地域生活支援 センター事業	精神障害者地域生活支援セン ター緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、 相談支援事業

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係